

みんなでささえる 国保会計



～ 国保の加入・喪失の届出について ～

現在の日本の健康保険制度は「国民皆保険」となっていて、いずれかの健康保険に必ず加入しなければならないと法律で定められています。

健康保険の種類は、国民健康保険(以下、国保)と、国保以外の被用者保険(社会保険、船員保険、共済組合保険など)があります。

●勤務先などの被用者保険を喪失した時

新たな被用者保険(被扶養者を含む)に加入しない場合は、国保に加入する必要があります。

国保の加入については、「前の保険の資格喪失日が分かるもの(資格喪失連絡票)」と印かんをお持ちのうえ、役場の国保の窓口へ14日以内に届出をしてください。

また、保険者間で資格の取得や喪失の情報のやりとりはできないため、被用者保険などを喪失した時はお早めに届出をお願いします。

国保税は、国保に加入した日から月割りで賦課され、翌月からの納付となります。(例外として、4～5月加入の場合のみ7月から納付。)

もし、届出が遅くなった場合でも届出の日からではなく、前の保険の喪失日までさかのぼっての加入となるため、国保税の納付額が高額になってしまうこともあります。国保への加入の届出はお忘れのないようお願いします。

事業主さんへお願い

国保加入日の決定に必要ですので、雇用していた人が離職したり船を降りた時(船員)などは、必ず資格喪失日を記載した健康保険の資格喪失連絡票を離職者に渡してください。

●国保に加入した後で、新たに被用者保険へ加入した時

新たに発行された新しい健康保険証・印かんを持って、14日以内に国保喪失の届出をお願いします。今まで使っていた国保の被保険者証は回収しますので、対象になる方全員の国保被保険者証をお持ちください。

国保喪失の届出がないと、二重に健康保険に加入することになるので、必ず届出をしてください。

国保喪失の届出により、国保に加入していた期間の国保税を月割で再計算し通知します。今までに納付されている額が多ければ還付し、納付額が少なければ納付していただきます。

この他にも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(課直通)